

貨物概要

生鮮のあじをフィレにし、塩を振り 2 時間静置し、軽く水洗いをし、塩と食酢をベースとした混合調味液に漬け、冷凍したもの

分類

関税率表第 1604.19 号（統計番号 1604.19-090）のその他の魚の調製品

分類理由

関税率表解説 3 類総説には、「魚...を加熱による調理その他この類に記載しない方法により調製をし、若しくは保存に適する処理をしたものは、16 類に属する...」と規定されています。

塩と食酢をベースとした混合調味料による調製は、第 3 類に規定する以外の方法により調製したものと認められることから、上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）